

令和3年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年5月27日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年5月27日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第43号議案

令和4年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の第一学年児童の募集人員等について

第44号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年6月1日付）

2 報 告 事 項

- (1) 令和4年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について
- (2) 東京都立立川高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について
- (3) 東京都立白鷗高等学校・附属中学校の高校段階での生徒募集停止と中学校段階での生徒募集規模拡大の予定年度について
- (4) 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校使用の都独自英語教材の作成について
- (5) SNSを活用した教育相談（令和2年度）実施状況について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 おはようございます。ただいまから、令和3年第8回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社他1社からの取材と、6名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴者の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員をお願いを申し上げます。

【北村委員】 はい。

【教育長】 よろしく願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 4月8日の令和3年第6回定例会議事録につきましては、先日配布をいたしまして御覧をいただいたと思いますので、よろしければ御承認いただきたいと
思います。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。
それでは、4月8日の令和3年第6回定例会議事録については承認をいただきました。

机上に4月22日の令和3年第7回定例会議事録、4月23日の臨時会議事録及び5月7日の臨時会議事録が配布されております。次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第44号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。
それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第43号議案

令和4年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の第一学年児童の募集人員等について

【教育長】 それでは、第43号議案「令和4年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の第一学年児童の募集人員等について」ですが、これにつきましては、報告事項（1）「令和4年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について」と関連する内容であるため、一括で御説明をお願いいたします。

それでは、都立学校教育部長から説明をお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第43号議案「令和4年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の第一学年児童の募集人員等について」御説明いたします。議案資料を御覧

ください。

「東京都立高校改革推進計画 新実施計画」に基づきまして、令和4年度に開校する東京都立立川国際中等教育学校附属小学校について、第一学年児童の募集人員を定めるものでございます。募集概要を御覧ください。

附属小学校の募集学級数は、これまでの検討のとおり、2学級といたします。東京都の公立小学校の学級編成の現状、1学級の定員は35名でございますことから、募集人員は合計70名といたしまして、この70名のうちに内数といたしまして、海外帰国・在京外国人児童募集枠を男女各6名ずつ設けます。

第43号議案「令和4年度東京都立立川国際中等教育学校附属小学校第一学年児童の募集人員等について」の説明は以上でございます。

報 告

(1) 令和4年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について

【都立学校教育部長】 続きまして、本件に関連する案件といたしまして、報告事項(1)「令和4年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について」、その内容を御説明いたします。報告資料(1)を御覧ください。

まず、日程及び内容について御説明いたします。(1)の一般枠募集の出願受付期間、検査実施日、発表日はこちらにお示しのとおりでございます。なお、表中の「第3次(抽選)及び発表」とございます日程が、令和3年12月4日の日曜日と書いてございますが、申し訳ありません、こちらは誤記でございまして、令和3年12月4日の曜日は土曜日でございます。申し訳ございませんでした。内容としては12月4日の土曜日でございます。

まず、抽選内容について御説明申し上げます。同じ表中の第1次抽選につきましては、受検者が一定の人数を超えた場合に実施するものでございます。第2次の適性検査の検査方法につきましては、筆記、インタビュー、運動遊びといたします。なお、囲みの、こちらの一番下の行にございますとおり、※印欄でございますけれども、新

型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和4年度東京都立小学校の入学者決定の適性検査におきましては、集団活動を実施いたしません。表中と今申し上げましたけれども、表の外側の※印になります。大変失礼いたしました。第3次の抽選につきましては、第2次通過者を対象に実施いたしまして、合格者を決定してまいります。

次に(2)の海外帰国・在京外国人児童枠募集の出願受付日、検査実施日、発表日はこちらにお示しのとおりでございます。

第1次(抽選)及び発表及び第3次(抽選)の内容につきましては、一般枠募集と同様でございます。第2次の適性検査の検査方法につきましては、口頭による質問及び運動遊びを適切に組み合わせたものいたします。

「2 応募資格の概略」でございます。一般枠募集の応募資格を有するものは、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、(ア)保護者と同居している者及び(イ)通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者でございます。

また、通学区域外に住所を有していても、応募資格の審査を受け、承諾を得た者は入学を志願することができます。通学区域につきましては、2ページの下部の別表にお示ししていますので、御参照いただければと思います。

続いて(2)の海外帰国・在京外国人児童枠の募集の応募資格について御説明いたします。アでございますが、日本国籍を有する者につきましては、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、(ア)保護者に伴って連続して1年以上海外に在住している者。又は、保護者に伴い連続して1年以上海外に在住していた者で、入学日現在帰国後1年以内の者。(イ)でございますが、保護者と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者。又は、応募資格の審査を受け、承認を得た者が該当いたします。

イの外国籍を有する者についてでございますが、同じく平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、(ア)入国後の在日期间が入学日現在、原則として1年以内の者。(イ)でございますが、保護者と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者。又は、応募資格の審査を受け、承認を得た者が該当いたします。

なお、3のその他にありますとおり、詳細につきましては、「令和4年度東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱・同細目」に定めております。

第43号議案及び関連する報告事項（1）の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願ひを申し上げます。

北村委員。

【北村委員】 どうもありがとうございます。定員につきましても、募集要項につきましても、基本的には良いのかなと思いましたが、特に、この海外帰国とか在京外国人のお子さんの場合、日本に来てからの日数が短い場合は、同じ条件で適性検査をするというわけにはいかないと思いますので、日本語のコミュニケーションとか、いろいろあると思いますので、これで良いのかなと思いましたが、2点質問させていただきたいんですけれども。

1点目が、この応募資格の審査を受け承認を得た者、域外ですね。それはどんなケースを想定されているのかなというのが分かりにくくて。例えばということで、もし想定されているケースがあれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、これは先の話になるのですけれども、住んでいたけれども、例えば2年生、3年生になったりしたときに、御家庭の事情で引っ越しをした。それが、幾つかのケースがあると思うのですが、すごく遠くに行ってしまうと、もう仕方ないねという話になると思うのですけれども、一定程度までであれば通学できるということであれば認めるということになるのか、ということと。

例えば海外などの場合に、2年間海外に行くのだけれども、2年たてば戻ってくるので、学籍を置いたまま、私立の小学校などだとそういう対応をしているところがあると思うのですけれども、戻ってきたら、戻らせてほしいというような話というもの出てきたりすると思うのですが、そういうことに対してどのように対応しているのかということをお教えいただけますでしょうか。

【都立学校教育部長】 まず、1点目の応募資格の審査の関係につきましては、例えば区域外に現在は居住しているけれども、転居することが確実で、そういったこと

についての一定の御説明をいただける、応募の申請用紙に御記載いただいた上で審査すると、そのような形でございます。

2点目の学校に入学された後の話につきましては、小学校につきましては、通学区域を設定しておりますので、この指定の通学区域外からの通学というのは想定していないという前提で考えております。

一方で、先生の御指摘のとおり、一時的に海外に在住されて戻られるようなケースについては、年数ですとか、どの年次に戻るかというような辺りですとか、あるいはそういったことについて、しっかり御申請いただけるとか、一定の条件を付すことにはなりますが、本校に戻れる道筋の規定を設定する予定でございます。

【教育長】 北村委員。

【北村委員】 どうもありがとうございます。恐らくですけれども、人気が出る学校になるのではないかと思いますので、いろんな規定が、多くの人が見たときに、不公平感を感じないようなことというのは大事だと思います。先ほどの御説明のように、もう引っ越す予定なんだけれどもとか、そういうことであれば、なるほどなと今思ったのですが、それ以外にも何かいろんな例外みたいなことで、可能ではないかみたいな話になると、抜け道みたいな話になってきますので、そこはきっちり線引きをしていただくことが大事だと思います。

先ほどのお話のように、都立の学校ですから、いわゆる公立の学校として考えたときに、遠くに引っ越した場合は、地元の公立の小学校に転校していただくというのは、普通に公立の小学校から公立の小学校に転校したりするのと同じような考え方でいいのかなと思います。

それと同時に、せっかく入って一生懸命勉強している中で、一定の期間だけ、どうしても家庭の事情で離れる子に対しては、その条件もきちんと精査した上で、その子のことも第一に考えてあげながら対応するというのも大事だと思います。この辺りはいずれにしても、規定がきちんとできて、誰が見ても不公平さを感じないようなものを是非作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 承知しました。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。いよいよ現実の姿になってくるということで、御苦労がいろいろあると思いますけれども、よろしくお願いします。

北村委員からの質問を伺っていて、そういうことはあるだろうなど。例えば保護者の立場から考えてみた場合に、通学区域がこういう形で、都立学校でありながら定められて1校しかないということになると、あの手この手をいろいろと考える人が出てくるのではないかと。例えば引っ越しの問題、これを受検するときだけ住所をこの通学区域内に置いておいて、入ってしまえばもう既得権よ、みたいなことでもって引っ越ししてしまうというようなことがある。それを制約するというような、しっかりと見るというようなことだと思いますけれども。

例えば1年とか2年とか学校に通っていて、今度子供の立場を考えてみた場合に、あまりぎすぎすしたことも酷だみたいな感情も学校側に出てくる可能性等もある。それが結果として周りから見た場合に不公平ではないかというような議論が出る。その辺は敢然と、スタート段階でしっかりと、そういうことは認められませんよということを確認しておくべきだと思うのですね。

同時にもう一つ、前この議論をしていたときに申し上げたと思うのですが、この通学区域外の保護者の間から、どうして我々の住んでいるところにこういう小学校ができないのというような質問が。なかなか難しいということはあるんですけども、今後、将来的には、この通学区域外の保護者が、子供をこういうような立川国際の小学校に入れたいというようなニーズのある人たちが、そのうちこういうのができるんだ、うちの方にもできるんだというようなことがある程度、これはなかなか今の段階では難しいと思うんですけども、将来展望として、通学区域外のところにもまた都立のこういう小学校ができるというような含みというようなものも、ある程度。難しいと思うんですけども、お金の問題もあるし、それから場所の問題もあるし、制度の問題もあるし。ただ、立川国際の小学校の実績というものを踏まえて、今後その通学区域外のところにもというようなニュアンスといいますか、そんなものを出しておくことも必要かなと思った。難しいと思いますけれども、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 1点目の入学時の話につきましては、先ほど申し上げたような形

で、しっかり運営していくことを考えているところでございます。

後者の部分につきましては、先生もおっしゃっていただいているように、なかなか難しいことでございますので、現時点において、これ以外の、ここ以外の小学校を設置するということは全く想定していない状況なので、なかなか難しい部分があるのかなというふうに受け止めております。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございます。この学区を決めるときに、御説明いただいたと思うのですが、私は失念しております。この通学区域がここに記されてありますが、かなり広くなりますね。広域になりますね。これは一番遠いところで、子供で、どのぐらいを想定していたのだったのでしょうか。教えていただいてもいいですか。

【教育長】 お願いします。

【都立学校教育部長】 この通学区域を設定するに当たりましては、二つの観点で考えてございます。具体的には、学校から公共交通機関で40分というところの駅なりバス停なりがあるということが一つと、その当該交通の駅やバス停がある区市町村域という形になっております。個別の子供の通学時間については、そういう観点で設定していることを十分保護者の皆さんにお伝えをさせていただいて、保護者の方に、お子さんの体力というものを考えていただいて、応募されるかどうかを考えていただくと、そのような形で通学区域の方は設定させていただいております。

【山口委員】 恐らく市町村部になると、駅はあっても、そこまでなかなかいろいろなケースが出てくるだろうと思うのですね。今おっしゃったことは十分保護者の方が配慮していただきたいということはあるのですが、一方で通わせたいという気持ちが強くなると、どうしても時間がかかって。多分そのことはこの選抜の条件には当てはめないですよ。遠いから省くということはないですよ、当然。となると、実際に合格されたお子さんが小学校1年生の段階で1時間以上、結果的にかかるというケースも当然出てくると思うのですね。

日本は今梅雨の季節ですけれども、台風だったり、いろいろな災害も少なからずありますので、そういったところも、校区を、お子さんが決まった時点では十分に配慮をしていかな

いといけないことかと思っていますので、その辺りは入学が決まった段階で、親御さんなどもよくお話をされて、子供たちに無理がないように、危険が及ばないようにということは十分配慮していただければと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】　　お願いします。

【都立学校教育部長】　　今後行われる説明会におきましても、委員から御指摘のあったことについては十分お伝えするようにはしてまいりたいと思います。

【教育長】　　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】　　秋山です。この実施要綱・同細目については異論はありません。個人的なことで一つ教えていただきたいのですが、この一般枠募集と海外帰国・在京外国人募集枠のこの比率はどうやって考えられたのでしょうか。教えてください。

【教育長】　　お願いします。

【都立学校教育部長】　　現在の立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人の割合とおおむね同程度ということで、設定をさせていただきました。

【秋山委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【教育長】　　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案のとおり承認をいただきました。

また、報告事項（１）につきましても、報告として承りました。

（２）東京都立立川高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について

【教育長】　　それでは次に、報告事項（２）「東京都立立川高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法について」の説明を、引き続き都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】　　東京都立立川高等学校に設置する理数に関する学科の入学者選抜方法につきまして御説明いたします。報告資料（２）を御覧ください。

平成31年2月に策定いたしました「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」に基づきまして、令和4年度に東京都立立川高校に理数に関する学科の設置を予定しております。立川高校は、これまで普通科単独の学校でしたが、このことによりまして、普通科と理数に関する学科を併置する学校となる予定でございます。今年度から新たに実施します、理数に関する学科の入学者選抜の方法について、御報告いたします。

表を御覧ください。左側には今回御説明させていただきたい理数に関する学科の選抜を、右側には参考として普通科の選抜をそれぞれ記載してございます。まず、左側の理数に関する学科の、「推薦に基づく選抜」、上段でございます。対象人員は、募集人員の20%でございます。専攻は、調査書、研究実績報告書に関する口頭試問、小論文、個人面接を総合した成績により行うこととしております。合格候補者は男女合同の総合成績の順に決定をいたしますが、一定の水準に達していない場合、定員内であっても不合格とする予定でございます。

なお、選考欄の※印を付しました研究実績報告書につきましては、志願者がこれまでに行った科学的な取組についてまとめていただいて、出願時に提出していただくレポートを予定しております。

次に、理数に関する学科の学力検査に基づく選抜、下段でございます。四角で囲みました内容のとおり、志願者は、「理数に関する学科」、又は「理数に関する学科・普通科」こちらは併願になります。又は「普通科」のいずれかを選択して出願することとなります。ただし、併願して受検した場合には、先に「理数に関する学科」の選考対象となります。

左側の一つ目の○でございますが、選考は調査書及び学力検査を総合した成績により行います。もともと立川高校普通科は、国語、数学、英語の3教科は学校で作成した独自の問題を使用いたしまして、社会、理科の2教科は都立高校共通問題を使用しておりますが、理数に関する学科においてもこれと同様に実施いたします。なお、理数系分野を含めた幅広い教養を身に付けるというのが理数に関する学科、学校のコンセプトでございますので、この5教科の間での傾斜配分は行わない予定でございます。

二つ目の○でございますが、合格候補者の決定は、「理数に関する学科」又は「理数に関する学科・普通科」、こちらは併願であります、に出願して受検した者のうちから、男女合同の総合成績の順に決定をしております。そして不合格者となった者のうち、普通科を併願している者については、普通科における選考の対象といたしたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。1点コメントと1点質問ですけれども。

コメントとしては、理数に関する学科とはいえ、幅広い知識をきちんと持っていただく、そもそも理系・文系という分け方がどうだろうというようなところもあると思いますので、きちんとした教養を身に付けていただく意味で、傾斜配分せずに、恐らく問題の難易度が違うので、傾斜配分する必要もないかと思うのですが、傾斜配分しないで、5教科をきちんと見るというのは良いことではないかなと個人的には思います。

質問ですけれども、普通科のほうは男女別ですけれども、理数に関しては男女合同の総合成績、これはどういう経緯でこういう基準にしたのかというのを教えていただけますか。

【教育長】 お願いします。

【都立学校教育部長】 普通科以外の学科につきましては、職業学科等に関しても合同でやらせていただいているところがございますので、この理数に関する学科につきましては、男女別の定員を設けない形で設定をさせていただいているところでございます。

補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【所管課】 選抜については、まず普通科については、多くの学校で男女別で定員を定めております。工業高校、商業高校、農業高校など専門学科、また総合学科、このカテゴリーについては男女合同で選抜しております。今回の理数に関する学科については、普通科ではなくて専門学科となります。したがって男女合同で選抜をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【北村委員】 ありがとうございます。ちょうど昨日、新聞の報道で、都立学校の男女別定員はどうかという問題提起がありましたけれども、東京の特殊事情、私立の学校が非常に多いという中で、単純に他の道府県と同じ条件というのがない中で設けてきたものだと思います。普通科に関する男女別定員については、それでもこれから検討していくべきだなとは思っているのですけれども、そういったいろんな条件を考えることは大事だと思う中で、男女別の話がちょうど出たタイミングでこれを目にしたときに目に留まったんですが。

同時に、今例えば理系に関しては、なかなか女子が理系の大学にも来ないということで、私が勤務する大学でも、できるだけ女の子に受験してもらおうと、いろいろ工夫をしたりしているんですけど。あえて男女別に定員があっても、もちろん専門学科ということで他と並べるといことはよく分かるんですけども、あえて、例えば女子の定員があって、一定数の女子をきちんと理数に関する学科に入れようという考え方もおかしくはないのかなと思いますので、何でもかんでも定員を設けるのが悪いわけではなくて、いろんな条件の中で、これに関しては定員があった方がいいのではないかと、これに関しては定員がない方がいいのではないかとか、そういう議論が大事かなと思いましたので。実はあえて、理数だったらもしかしたら定員を設けるといのも一つの考え方としてあり得るのではないかと思ったものです。とはいえ他の専門学科と同じような仕組みだということであれば、それはそれで納得のいく説明でもあるんですけども、今後そういうことも考えていってもいいのではないかと。これから特に、本来理数科が得意な女の子も、なかなかそういうところに自分で行かないと自分で決めてしまったりしている。そういう状況もありますので、仕組みをつくってあげることで、女の子がきちんと自分の能力を発揮するような進路を選べる、そういうことをサポートしてあげたいなということも思います。今後、今回のこれが駄目だということではなくて、今回のこれはよく理由も分かりましたので、今回はそういうことだと思いますが、今後、都立高校の検討をしていく中で、いろいろと考えられたらいいのではないかと思います。以上です。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、ございませんようでしたら、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 東京都立白鷗高等学校・附属中学校の高校段階での生徒募集停止と中学校段階での生徒募集規模拡大の予定年度について

【教育長】 それでは次に、報告事項(3)「東京都立白鷗高等学校・附属中学校の高校段階での生徒募集停止と中学校段階での生徒募集規模拡大の予定年度について」の説明を教育改革推進担当部長からお願いします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、都立白鷗高等学校・附属中学校の高校段階での生徒募集停止、中学校段階での生徒募集規模拡大の予定年度について説明をいたします。資料を御覧ください。

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」に示されております併設型の高一貫教育校の改善に基づく、高校段階での生徒募集の停止と中学校段階での生徒募集の規模拡大につきましては、富士高校・同附属中学校と武蔵高校・同附属中学校においては令和3年度、両国高校・附属中学校と大泉高校・同附属中学校におきましては令和4年度に実施及び計画がされております。白鷗高校・同附属中学校の実施時期につきましては、同実施計画では、施設整備の見通しがついてから決定としておりました。

今年度、中学校1・2年生が使用の東校舎の設計や工事、それに伴う仮設校舎の建築など、今後の事業計画が整いましたことに伴い、同様に令和5年度に実施してまいります。説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきましては、御質問、御意見等ございましたら、お願いを申し上げます。よろしゅうございますか。

それでは、ございませんようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。

（４）東京都立立川国際中等教育学校附属小学校使用の都独自英語教材の作成について

それでは次に、報告事項（４）「東京都立立川国際中等教育学校附属小学校使用の都独自英語教材の作成について」の説明を、引き続き教育改革推進担当部長からお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 それではよろしくお願いたします。報告事項（４）「東京都立立川国際中等教育学校附属小学校で使用します都独自の英語教材について」説明いたします。同校で行います英語の授業に関しましては、お手元にございます都独自の英語教材、文部科学省の検定済みの教科書、その他の教材を用いて英語教

育を行ってまいります。

資料1枚目のボックスの1番のところを御覧ください。同附属小学校におきましては、12年間を通して、豊かな国際感覚を身に付け、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目標に教育活動を行ってまいります。中でも世界の人々と協働するために必要な語学力の習得に向けまして、小学校段階では、身近な事柄を英語でやりとりができる力を身に付けることを目標といたします。

右側のボックス2になります。同校の英語教育の概要になります。小学校の1年生から教科としての英語を設置し、都教育委員会が独自に作成しました英語教材を用いて学習を進めてまいります。使用する教材につきましては、都内の公立小・中学校の多くの先生方が関わっていただきました。1年生から教科としての英語の授業を行うことから、教育課程の特例校制度を文部科学省に申請をしていく予定でございます。

また、同校は小学校教育の研究校として、入学した児童の全てが英語力を身に付けていくためのカリキュラム、望ましい教育環境の在り方などについて実践的に研究し、得られた成果を発信していく予定でございます。

続きまして、真ん中のボックスの3になります。公立の小学校、義務教育学校と、同附属小学校のそれぞれにおける英語学習を並べたものになります。年間35週で授業が行われたとしますと、本校では、小学校の1年生から時間割上、週4コマの英語の授業を実施し、年間の授業時数は140時間となります。

6年間における英語独自教材の活用の予定は表のとおりでございます。今回、英語独自教材として、J o u r n e y という名前を付けましたが、J o u r n e y ①、これが1年生、J o u r n e y ②が2年生と考えていただければいいかと思えます。これらを開発してまいりました。

続きましてボックスの4になります。この独自教材の特色をまとめたものになります。この教材は、例えば算数で学んだ足し算や、生活科で学んだ生き物について理解したことを英語で表現して理解を深めるなど、他教科との関連を意識した指導を行ってまいります。また、低学年において、担任等と外国人講師とのチームティーチングによる聞く・話すなどのやりとりを十分に聞かせる場面を設定してまいります。これにつきましてはこの後2枚目で説明をいたします。

また、実際に使用する場合には、この教材をデジタル化して、G I G Aスクール端末に入れた形で使用してまいりますので、自宅での活用も可能となると考えております。

ボックスの5番になります。教材作成に関わるスタッフや内容、経緯をまとめたものでございます。今年度はこの教材に関する教材研究を附属小学校の開設準備室の先生方が行ってまいります。なお、今後につきましては、このJ o u r n e y に続きまして、中学年用のR a i n b o w、高学年用のB r i d g eを作成してまいります。

続きまして、2枚目は授業の流れを説明したものになります。ボックスの1番をお願いいたします。授業の流れとしましては、①の聞く活動、②の話す活動、これはやりとりや発表が含まれます。そして③の読む・書くの順に進めてまいります。

まず①におきまして、はじめに児童は、担任等と外国人A L Tとのやりとりを十分見聞きしまして、その後、A L Tの発音に倣い、話すことに取り組んでまいります。続きまして②におきまして、児童は友達同士で自分の気持ちを伝え合ったり、皆の前で発表したりするなどの活動に取り組んでまいります。低学年では、①②の活動が全体の8割から9割になるよう設定をしております。続きます③の読む・書くの活動につきましては、学年が進むに従いまして、徐々に増えていくこととなります。

最後に、下の段のボックスのところ、三つのボックスを御覧ください。独自教材の特色が表れている部分を示しました。左端の囲みにつきましては、J o u r n e y ①の、右下にページがふってございますが、ページでいいますと、ユニット3の①の部分の素材になります。生活科の授業において、校庭に出て身近な自然を観察した後に、関連した内容を英語で学ぶ活動で使用する教材となります。教科の内容を英語で学ぶC L I L的な要素を取り入れているところでございます。

続きまして真ん中のボックスになりますが、こちらは右下のページでいきますと、同じくJ o u r n e y ①のユニット6の④に相当するところでございます。生活の中の身近な事象である天気を取り上げたものでございます。児童は空を見上げたり、テレビなどで天気予報を見たりすることも多いと思いますので、それらを英語で表現できるようにということが狙いとして込められております。

最後に右端のボックスにつきましては、右下のページでいいますと、同じくJ o u

r n e y ①のユニット8の③に相当します。こちらは友達とのやりとりの例でございます。友達の考えを聞いた後に自分の考えを話し、相手の様子をうかがうなど、英語でのコミュニケーションが図れるようにということが狙いとして作られております。このような教材を用いまして、同校の英語教育を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。今の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いを申し上げます。

秋山委員。

【秋山委員】 秋山です。御説明ありがとうございます。

この小学校の子供たちの英語の時間が、1年生・2年生で136時間とあるわけで、この136時間というのは、他の学科との時数の関係、例えば他の学科の時数を減らして、その時数が増えていくのか、他の学科は普通どおりで、それにプラス140時間増えていくのか。そのところの御説明と、それから、この1年生の段階で140時間増えるということが、子供たちの体力的なところの心配はないかどうか、その辺りを教えてください。

【教育改革推進担当部長】 まず、他の教科の活動につきましては、文部科学省が示している授業実数を確保しております。具体的にどのように確保していくかと申しますと、朝のモジュールの時間を15分設定しております、これを週3回行って1コマ、そして土曜日を活用しますので、そこで2コマ分が生まれてまいります。それと、小学校につきましては5時間授業が多いのですけれども、1日だけ一つそこにぶら下げますので、6時間の授業を設定して、これで計4時間ということになります。

その他の学年につきましても、文部科学省で示された授業実数を確保しつつ、工夫をしながら英語の授業を確保してまいります。

それと、児童への影響ですけれども、当然1年生から英語に触れるということは、本人たちが不安もございますし、話すことについて、相当のプレッシャーを感じるころがありますので、まずその不安感を取り除くことが必要かと思えます。その上で、体力的なところは十分様子を見ながら、授業あるいは教育課程の方は組み立てていき、調整が必要な場合には、事務局の方に相談をいただくということになると思っていま

す。

私立高校、それから公立の小学校でも、英語の授業を早期に取り組んでいるところがございますけれども、その場合には、6時間あるいは7時間というコマを使って行っていることもあります。同小学校につきましては、基本、週5時間が4回、6時間が1回、そして土曜日という形で、児童への負担は考慮した上で設定はしておりますので、この形でまずスタートをしていければいいかなと考えています。

【教育長】 秋山委員。

【秋山委員】 他のところで実施されている等を含めて、子供たちの様子を見ながら進めていただければと思います。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

北村委員。

【北村委員】 どうもありがとうございます。一から教科書を作るというのは本当に大変な作業だと思いますので、こうした教科書作りをされたことを、まずそれがすばらしいことだと思います。

この学校は、研究校として、他の多くの都内の小学校にとっても参考になるようなことをいろいろ提供して、発信していただきたいなという観点から考えると、小学校での英語の教科化等も進んできますけれども、都内の公立小学校の場合、1・2年生ではまだそれほど基本的には英語を学ぶ機会がない中で、例えばここで、他教科で学んだ内容を英語で理解し発信する素材だとか、こういったようなことを考えながら教科書を作ったりとか、これから授業実践をされていくと思うのですけれども。例えば都内の公立小学校の先生たちで、少し他の教科の中で早いうちから英語に触れる機会をつくってあげようという意欲を持った先生方が、この立川国際でやっている実践や教材を見たときに、英語という形では導入しないかもしれないけれども、例えば他の教科、生活科であったり、国語や算数を教えるときに、少し外国語、英語にこうやって触れさせることもできるんだなというふうな、そういう教科横断的な取組とかをうまく発信していただいて、意欲を持った小学校の先生方が、必ずしも英語という、あるいは外国語活動という教科の枠が1・2年生でなくても、例えば少し英語に触れるような機会を他の教科でもつくってあげようということができていくと、東京全体に、

いわゆる今、東京の一つの大きな目標として、グローバル社会で活躍するような子たちを育てようという、その目標に向かっていくときに、一つこの学校が研究校としての役割を果たしてくれるのではないかと思いますので、是非そういうことを積極的に検討していただきたいというお願いを申し上げたいと思います。

【教育長】 ありがとうございました。

【教育改革推進担当部長】 1枚目の右下のところに、令和4年度から研究授業を公開していくということも、もう開設準備室の方で準備をしております。また、準備室のスタッフの方も、研究校としての位置付けを強く認識しておりますので、早期に英語に触れてもらうためには、どのような手立てが必要なのか、また、英語に触れることが他教科において、どのような可能性があるのかということは想定をしておりますので、研究会を教科ごとに実施するなど、いろいろ方法はあるかと思いますが、その辺りを事務局の方から手立てを示しながら、研究の方を進めていきたいというふうに考えております。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

【教育長】 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 この授業時間を見ていて、私も秋山委員と同じような心配を最初したんですけれども、正にいろいろ付けたりと、いろいろなこと。それはなぜ心配したかということ、往々にして、英語は得意だけれども、他の授業がおろそかになるというようなこと、そうすると、ここの教育理念の最初に掲げている、世界の人々と協働し、論理的に思考しうんぬんと、ここのところが欠けることになるのではないかと。単なる英語が上手な子供だなということに終わってしまうという心配をしたんですけれども。

お話を伺っていて、そういう形でもってカバーする、そうすると、これは秋山委員も言っておられましたけど、体力の問題、低学年における体力の問題とか、あるいは通学区域で時間が長いとか、そういうことがあるので、その辺も配慮も必要になってくるのかなと。いずれにしても新しい試みですので、いろんな面から、ある意味で子供たちのところをスタート段階でしっかりとケアをするということが必要なのではな

いか。くれぐれもこうした英語に特化といいますか、他のところがおろそかにならないようにということ。人間教育というのが一番、小学校段階では大事だと思いますので、「君は英語ができるから」ということでもって他の授業とか、あるいは他の行動がおろそかであったとしても、それを許すというか、変な言い方ですが、見逃すというようなことのないように、しっかり全人格的な教育ということが、ますますこういう学校では必要ではないかと思っておりますので、意見として。

【教育改革推進担当部長】 ありがとうございます。取り組んでまいります。

【教育長】 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 ありがとうございました。1点質問ですが、これがデジタル教材になるわけですね。ここにあるものが。そのときのイメージで、ぱらぱらめくっていたのですが、例えばピッと押したらしゃべったりするのですか。つまり、子供たちが興味を持って、そしてこの取組もありますし、さらに、耳というのはすごく大事だと思うのです。このALTの先生が話してくださる英語と、それから日常的に「聞く」ということ、それをすごく。別に保護者の方が悪いとは言わないですけど、保護者の方がそこで、例えばDateだったら、「デート」と言うと、微妙に発音が違くと、足を引っ張るわけじゃないですけど、正しいものを常に聞かせるという、それがこの時期はすごく大事だと思うので、伺ってよろしいでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 ありがとうございます。現時点ではテキストベースのデジタル化になっておりますので、今後、QRコードがあり、そこに当てるとスマートフォンから発音してもらえとか、その辺りは課題として我々も認識しておりますので。いずれにしましても、多くの正しい発音の英語を聞かせることが、若い時期は大事でございますので、その辺りは研究を進めつつ、実現に向けて努力をしていきたいと考えています。

【山口委員】 そうですね。デジタル教材のイメージからすると、それがなくては、デジタル教材としては残念かなと思いますので、スピード感を持って。そうすると多分子供たちも全然興味が変わってくると思うのですよ。しゃべらないで見ているのだと、本を見ているのとそれほど変わらないので、是非是非よろしくお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ごさいませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。ありがとうございました。

(5) SNSを活用した教育相談（令和2年度）実施状況について

【教育長】 それでは次に、報告事項（5）「SNSを活用した教育相談（令和2年度）実施状況について」の説明を指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 それではよろしく申し上げます。報告資料（5）でございます。SNSを活用した教育相談につきましては、昨年10月の教育委員会で、昨年度、令和2年度の上半期までの報告をさせていただいたところでございます。今回は令和2年度全体の実施状況を御報告させていただきます。

資料左側のボックス1、令和2年度実施状況概要を御覧ください。①実施日時についてですが、令和元年度から引き続き、通年で実施をしております。相談時間については、昨年度の途中までは、午後5時から午後10時までとしておりましたが、東京都における緊急自殺予防対策の一環として、12月14日から、午前9時から午後11時まで、9時間延長をしているところでございます。

②の対象でございます。都内在住の国公立の中高生としております。③の周知方法についてでございます。周知については、周知用カードや、LINE内の広告掲載などを行ってまいりました。

続きまして④の相談体制でございます。まず特に相談が多く寄せられている期間については、回線数を増強して行いました。また相談員については、資格を有する者が引き続き対応しております。さらに、都教育相談センターにSNS教育相談支援員を配置いたしまして、事例の分析に当たりました。

またシステムを一部改修し、5月12日からは、深夜時間にアクセスがあった場合、翌日に折り返しのメッセージを送り、相談を促している現状でございます。

続きまして2、令和2年度の実施状況についてでございます。①の登録数は、4月

当初1万6,267人でしたが、3月31日には4万120人まで増加しております。
なお、この数字には同じアカウントで実施している福祉保健局と、都民安全推進本部が実施している別のSNS相談で登録した方も含んでおります。

②の相談件数ですが、4,201件、1日平均で約11.5件という結果でございました。
③の平均の相談時間でございますが、1回当たり39分ということでございます。④の相談件数についての棒グラフを御覧ください。オレンジ色が令和元年度、青色が令和2年度の相談件数を示しております。令和2年度については、12月以降、相談時間を延長したことに加え、宣伝活動を強化した結果、3月にかけて相談件数が大幅に増加しております。

⑤性別比でございますが、相談者の中では、これまでと大体同じですが、女子の割合が多く、75.5%でございました。続きまして、⑥校種比でございますが、こちらも中学生の割合が多く、59.5%という結果でございました。

続きまして、⑦主訴を御覧ください。この表は、令和2年度において件数が多かったものを、全体に対する割合とともに順に並べております。なお、色が塗られている箇所はコロナ禍における特徴的な悩みと考えられるものでございます。最も多い主訴は、いじめを除く友人関係の悩みでございました。続いて家族関係です。これは、例えば家族の在宅ワークが始まり、勉強しなさいと言われることが増え、口論となりつらいといった相談がございました。

次に、学業不振についてです。これは授業についていけないといった悩みの相談がありました。一部に休校や分散登校の影響が見られたと考えられます。次に、情緒不安定等です。これは例えば何となく学校に行くことが不安であるといった相談や、学校へ行こうとすると腹痛がするといった相談がありました。次に進路です。これは例えば成績が伸びず、志望校を変えざるを得ないといった相談がありました。次は右側の中段の虐待でございますが、全体で96件ございました。相談の背景には、家族という時間が長くなったことの影響が見られました。

続きまして、⑧学年等別相談人数を御覧ください。中学校と高等学校とも、上の学年に進むにつれ、相談者が減っていくという状況でございます。⑨の一人当たりの相談回数でございますが、1回だけ相談した生徒を各月ごとに集計したところ、約7割

という結果でございました。

続きまして、⑩関係機関へ通告・情報提供を行った件数ですが、警察通報を1件、虐待通告を12件、情報提供を6件行いました。この警察通報については、希死念慮を持ち、危険であると相談者が認められる相談について通報を行いました。虐待通告については、相談相手から氏名や学校名などを、相談員の方が上手に聞いて、説得して聞き取り、通告につなげているという結果でございます。情報提供については、いじめなど、子供だけでは解決困難な事案について、教育委員会や学校経営支援センター等へ情報提供を行ったものでございます。

最後に令和2年度の成果と課題です。成果といたしましては、相談件数が増加したことに対応することができたことと、コロナ禍における特徴的な悩みに対応することができたことと考えております。課題といたしましては、相談の質をより一層向上するということです。具体的には都教育相談センターが蓄積してきた知見を、相談員と密に連携し、SNS教育相談の事例の分析を更に精密に行い、新たな相談に生かしていきたいと考えております。報告は以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いを申し上げます。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。御説明ありがとうございました。実施時間とか、それから方法等を工夫されたことによって、12月から相談件数が上がったことは非常に効果的だったと思います。この相談のSNSを使うのに、生徒がタブレットを各1台持つようになったと思うのですが、そういうタブレットは活用できるのでしょうか。

【指導部長】 今、学校等が支給しているタブレットにつきましては、直接はできないと思っています。全部を調査しているわけではないのですが、基本的にはそうかと思っています。基本的には個人がお持ちになっているいわゆるスマホ等の相談と考えています。

【秋山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 御説明ありがとうございます。非常に大事な相談だと思うんですが、1点、この⑤の性別比ですね。男子に比べて女子が非常に率が高いということになっていますが、恐らく悩みですとか、相談したいということでは男女、男の子は悩みがないわけではないと思うのですね。ですから、そういった意味では、これは一つのツールとして非常に役に立っているとは思いますが、私は男の子がどうというのは分からないのですが、男の子はLINEで相談しにくいのか、それとも、どういうツールだったら男の子は相談しやすいのかというのが次のステージとして。女の子にはある意味非常に有用だということは明らかになっていると思うのですね。ただこれだけ差があるというのは、少し工夫というか、次のツールというか、どうしたらというのを、是非次のステージでは検討いただければと思います。それか何か分かっているのであれば教えてください。

【指導部長】 ありがとうございます。実はこの傾向は、始めてから同じくらい女子の方が多いのです。ただ、これはどうして女子が多いのかというのは、相談センターの方でもいろいろ考えてはいるのですが、明確なのは出ていない状況なので、これについては、今後さらに少し分析をさせていただきます。

【山口委員】 お願いします。

【教育長】 ありがとうございます。お願いします。

【相談センター】 相談センターでございます。補足で山口先生にお答えします。昨年は女子が71%と若干低いのです。ということは社会情勢に敏感に反応されるのは現れているのかなということと、電話相談は女子の中高生を取り出すと、女子は6割、男子は4割。SNS相談は、友達関係の本当に割とたわいのないことが多いのです。本当に切羽詰まっているようなことは電話相談に来ていまして、そこは割と男子も相談している。

それと、例えば教員になかなか自分の子供を理解してもらえないといったときの親御さんからの相談は、電話がほぼ8割と多くございまして。この部分で男女ということではなく、カバーできている状況です。補足でございました。

【山口委員】 ありがとうございます。よく分かりました。一方で、これは感覚的なものですが、別に生徒さんとか、あるいは大学生などを見てもそうですし、一

般の人たちも、男の人というのはあまり文句を言わないというか、飲み込めるというんですかね、あまり人にそういうことを言わないような性格があるような気がするんですね。

ですから、女の子は少しずつ打ち明けるということが、深刻にならないということにも多分つながると思いますので、その辺りを配慮しながら男の子でも気軽に何か、弱音を吐けるというのですかね、そんなものがもしできればいいし、大人になればそれがうまく自分でコントロールできるように、ストレスをコントロールできるようになると思うのですが、中学生、高校生辺りは、その辺りがまだ未熟なところもあると思いますので、是非気を配って何かやっていただければと思います。

【教育長】 ありがとうございました。

北村委員。

【北村委員】 今の山口委員がおっしゃったことは、多分男女間格差が本当にあるんだと思うのですね。ただそれは恐らく社会的につくられている性役割の違いみたいなところで、男の子の方が弱音を吐きづらかったりとか、我慢する方が男らしいみたいな話にどうしてもなっているところがあると思いますので。先生方にも、そういう研修はたくさんさっているとは思いますが、今、男女の性差だけではなくて、LGBTQを含めて、いろんな形でいろんな子たちがいることを先生方は改めていろいろと考えていただいて、それぞれの子に合った悩みの打ち明け方とか、学校現場でもいろいろ工夫はもうされているとは思いますが、もっともっと研究していただけるといいなと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ありがとうございました。よろしいですか。

【指導部長】 学校の方にもこういった結果ですとか、そのものずばりというのはなかなかないのですが、傾向ですとか、そうした今の視点ですとか、そういったところは情報提供していきたいと考えています。

【教育長】 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 それでは今後の御予定でございます。次回の定例会につきましては、6月10日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室で予定しております。以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、6月10日ということで開催をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。その他、日程、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、この後、非公開の審議に入ります。

(午前11時07分)